

さわらび学園管理運営要綱

第1章 施設の目的及び運営の方針

(施設の目的)

第1条 さわらび学園（以下「学園」という。）は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者のもとから通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする。

(学園章及び学園歌)

第2条 学園の学園章は第1号様式とする。

2 学園歌は、第2号様式の「さわらび学園歌」とする。

(運営理念)

第3条 社会において、非行等の問題行動あるいは環境不適應を起こしている児童を家庭に代わり預かり、特別の保護及び教育あるいは心理的・精神医学的な治療などにより一日も早い社会への復帰を目指す。

2 児童の心を癒し自立を支援するため、職員と児童が共に学び、共に働き、共に汗して生活を共有するとともに「さわらび学園倫理綱領」に基づき児童の権利擁護に努め、「児童の最善の利益」を追求する。

3 児童の自立と健全な社会適応力を高めることに努めるとともに、社会のニーズに応え得る機能を持った施設運営にあたる。

4 さわらび学園長（以下、「園長」という。）は、開かれた学園運営に努めなければならない。

(運営の基本方針)

第4条 学園は、児童に安全安心な生活環境を提供し、個々の児童の問題点を把握し、児童と職員がともに生活をしながら、指導・援助を行う。

2 学園は、児童の自立のため地域社会、関係機関と連携し支援するとともに、児童と家族との関係の再構築を図るための支援を行う。

3 施設は社会資源の1つであるとの認識に立ち、学園の地域開放及び地域交流を積極的に行う。

4 学園は、職場内会議、研修会を定例的に開催するほか、外部での各種研修会・学会・研究会等へ積極的に参加し、児童処遇の向上及び職員の資質向上に努める。

5 学園は、自ら処遇及び支援の質の点検・評価を行い、常にその向上のための改善に努める。

第2章 組織

(児童寮及び児童定員)

第5条 学園に置く児童寮及び児童定員は、広瀬（男子1）寮（10名）、青葉（男子2）寮（10名）、すみれ（女子）寮（8名）とする。

2 前項の各寮に置く寮室及び収容する児童数は、次のとおりとする。

広瀬寮；10名		青葉寮；10名		すみれ寮；8名	
寮室名	児童数	寮室名	児童数	寮室名	児童数
阿武隈	2	蔵王	2	はぎ	2
江合	2	青根	2	こまくさ	2
鳴瀬	2	澄川	2	なでしこ	2
貞山	2	不忘	2	りんどう	2
北上	2	大倉	2		

(児童寮の運営)

第6条 児童寮の運営に当たっては、入所児童の公平性、自主性を引き出すことに配慮した運営を行うこととする。

2 児童寮担当職員は、原則として男子寮については男子4名、女子2名、女子寮については男子3名、女子3名のチーム体制とし、チーム内での意思疎通を十分図りながら児童を処遇する。

3 園長は、各寮担当職員から寮長を担当する者（以下「寮長」という。）を命ずる。

(学園運営組織)

第7条 学園の運営にあたっては、仙台市立人来田小学校及び仙台市立人来田中学校旗立分教室（以下「分教室」という。）と協働して行うためさわらび学園・旗立分教室合同運営委員会（以下「合同運営委員会」という。）を置き、学園運営の基本方向を協議する。

2 合同運営委員会は、園長、副園長（総括担当）、指導班長を担当する者（以下「班長」という）、寮長並びに分教室教頭、教務主任等で構成する。

(合同小委員会)

第8条 学園に、特定の事項を処理するために分教室との合同小委員会を置くことができる。

2 合同小委員会では、学園と分教室と共同で行う行事等の計画、行事進行などの業務を所掌する。

(生活指導委員会)

第9条 入所児童の問題行動、生活不適應等への対応を検討するほか児童の処遇に関する検討を行うために生活指導委員会を置く。

2 生活指導委員会は、園長、副園長（総括担当）、班長、寮長、分教室教頭、教務主任、生徒指導教員、その他必要な職員で構成する。

3 生活指導委員会は、次の各号に規定する調査検討等を行う。

- ① 自立支援プログラムの策定及び改定に関すること。
- ② 児童福祉法第47条第3項に規定する施設長が行う監護、教育、懲戒に関する児童の福祉のために必要な措置について審議すること。
- ③ 入所児童の問題行動の事実の確認及び処遇並びに内省等の援助方針の検討を行うこと。
- ④ 入所児童の生活不適應等に対する援助方針の立案を行うこと。

- ⑤ 前各号の援助方針の成果の確認及び生活適応児童に対する応援を行うこと。
 - ⑥ 児童処遇の点検・評価を行うこと。
 - ⑦ 被措置児童虐待等入所児童の人権侵害に関すること。
- 4 生活指導委員会の運営については、別に定める。

(安全部会)

第10条 入所児童が相互に安心し、安全に学園生活がおくることができるよう児童の生活全般にわたって学園に指導、助言を行うため生活指導委員会に安全部会を置く。

- 2 安全部会は、入所児童の身体的暴力行為等について学園の調査結果を審査し、生活指導委員会に対し必要な対応等について助言を行う。
- 3 安全部会の委員は5名とし、学園外部委員、県及び仙台市児童相談所職員、生活指導委員会委員2名をもって園長が委嘱する。また、事案に応じて必要な委員を臨時に委嘱することができる。
- 4 安全部会の委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。なお、任期途中における委員の交代があった場合には、前任者の残任期間を任期とする。

(監視機関)

第11条 学園における運営及び児童支援の第三者監視機関として自立支援向上委員を複数名置く。

- 2 園長は、半期ごとに学園における児童処遇の概要について自立支援向上委員に説明を行うものとする。
- 3 自立支援向上委員は、入所児童の特性等を理解し児童福祉に精通した者とし、公平、中立を旨とし、児童の立場から学園に対し、意見を勧告するものとする。
- 4 自立支援向上委員は、中立性を確保するため、実費弁償を除き無報酬とする。
- 5 自立支援向上委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(苦情等処理)

第12条 児童又はその保護者等からの苦情、要望、異議申立、意見表明については、その機会を確保し、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 苦情等に関しては、別に定める「さわらび学園入所児童権利擁護指針」及び「さわらび学園苦情等解決処理要領」に基づき処理する。

第3章 児童支援

(児童自立支援プログラム)

第13条 入所児童の自立支援計画を策定するにあたり標準的な児童自立支援プログラムは別表第1号とする。

(日課)

第14条 学園は、年度ごとに日課を定め、児童に安定した生活を提供する。

- 2 前項で定めた日課は、別表第2号とし、児童に周知する。

3 寮長は、児童の必要に応じて、その児童の日課を変更することができる。その場合、速やかに上司に報告しなければならない。

(生活指導)

第15条 寮舎において職員が児童と起居を共にし、日常の生活を通して非行性の解消、対人信頼感の回復、自己の自信回復をするために自立支援プログラムに基づき指導・援助を行う。

2 家庭的な雰囲気を作り好ましい人間関係を深めながら、基本的な生活習慣の確立と社会規範の育成を進め、児童の個性と社会性の確立を図る。

(学習指導)

第16条 分教室において児童の学力に応じた小集団の学級編成による教育を実施する。

2 個別指導を徹底し興味と意欲の喚起を図り、習熟度別学級編成など最も効果的な指導体制を実践する。

(心身の回復支援)

第17条 制作活動や運動など集団活動を通じ健康な心身を養うとともに、協調性や耐性、集団の一員としての役割や責任ある行動を習得させる。

2 分教室以外の場での学習指導の実施により自信の回復や自己肯定感の向上に努める。

3 家庭的な雰囲気の中で、個人面接、場面面接を徹底し信頼のもてる対人関係を築き、情緒の発達や健全な社会適応能力を高める。

4 重篤な課題を抱えた児童に対しては、心理職や専門機関と連携し適切な処遇に努める。

(健康管理)

第18条

入所時の健康診断のほか、月に1回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行う。

(作業指導及び職業指導)

第19条 児童が社会の中で働く喜びを知り、また、働く習慣を習得するために学園内の環境整備や作物を栽培する農耕園芸を中心とした作業を行う。

2 就職を希望する児童には、社会生活と就労への心構えを自覚するための職場実習を行う。

3 年長児には、カリキュラムを設定し、職業生活の基礎を体得させ職場に適應できるよう指導する。

なお、高等学校等または職場などの学園外部に通学、通勤する場合には、当該学校等の例規等に準じて支援を行う。

4 職場実習は、児童を学園から事業主のもとへ通勤実習させることにより社会的自立を目指す。

(ボランティア活動)

第20条 学園では、入所児童による園外におけるボランティア活動を実施する。

2 ボランティア活動では、入所児童が人の役に立つことを認識することにより、自分の価値や役割を自覚し、自己の存在価値を高めるように配慮するものとする。

(個別指導)

第21条 第9条第3項第3号及び第4号における援助を行う場合には、児童の問題行動や児童の状態に応じて、通常の日課から外れた個別指導を行うものとする。なお、保護者及び管轄児童相談所に連絡することとする。

2 個別指導を行う場合には、事前に当該児童に児童の問題点、課題等を提示し行うものとする。

(入所前の援助)

第22条 あらかじめ関係機関と連携を図り、児童及びその家族又は保護者の状況を十分把握し、受け入れ準備を整える。

2 児童及び保護者に対し、施設見学及び面接等により処遇方針及び指導内容等を十分説明し、理解を図るものとする。

(入所時の説明)

第23条 入所に際しては、児童及びその家族又は保護者に対し、施設及び運営規程の概要等必要な情報を提供し、適切な説明を行う。

2 説明は、「学園生活のしおり」を児童及び保護者に配布して行うとともに、第3号様式による入園確認書を保護者から提出させる。

(自立支援計画の作成及び同意)

第24条 園長は、入所時の児童相談所における自立援助方針に基づき入所児童の自立支援計画を策定する。

2 担当職員は、自立支援計画票を第4号様式により作成し、定期的かつ必要に応じ見直すものとする。

3 自立支援計画の策定や見直しに当たっては、児童及びその家族又は保護者等に説明し、意見を考慮し、同意の上で作成し、支援会議を経て担当児童相談所に報告する。

(自立支援日誌)

第25条 自立支援日誌は、第5号様式とする。

(ケース記録の作成)

第26条 ケース記録は、入所児童の学園での生活の記録であり、ケース記録記載要領により児童の行動像などわかりやすく記載すること。

(支援会議)

第27条 入所児童の支援については、自立支援計画に基づき定期的に支援会議（カンファレンス会議）を実施する。

2 支援会議は、自立支援計画票により実施し、結果は、担当の児童相談所に報告する。

3 支援会議には、必要に応じて管轄児童相談所、原籍校等関係機関職員及び保護者等の出席を求めることができる。

(金銭管理)

第28条 入所児童の金銭管理は入所児童金銭管理要領に基づき適正に管理しなければならない。

(一時帰省及び外出)

第29条 児童の生活状況、家庭との関係を考慮し、また、児童相談所及び原籍校と連携を図りながら一時帰省を実施する。

- 2 一時帰省は、原則として年5回の期間を設け、受入者に帰省の趣旨を明確に説明し、様式第6号(その1)により同意を得て行うものとする。
- 3 退園その他児童の自立支援上必要があれば、前項にかかわらず計画的に実施することができる。
- 4 一時帰省は、おおむね入所後3か月以降に行い、帰省の可否及び期間は帰省認定会により決定する。
- 5 学園は、第6号(その2)及び(その3)様式を活用し、児童の帰省中に生活が乱れることのないように配慮しなければならない。
- 6 児童が一時帰省及び外出する場合には第6号(その4)様式による外出許可証を携行しなければならない。なお、学園用務に従事するなど単独で外出が可能な児童には、第6号(その5)様式の各特別外出許可証を交付する。特別外出許可証の評価基準は第6号(その6)様式を利用する。

(退所)

第30条 児童の退所が決定した場合には、第7号様式の「退園に伴う私物引き渡しについて」を作成し、速やかに入所時に預かった私物や児童手当の残金等の返還の手続きを行うものとする。

- 2 退所にあたっては、その後の児童の相談、支援等を行う主体を明確にし、児童相談所及び地域の社会資源と十分協議して支援するものとする。

(事後指導)

第31条 退所後おおむね1年以内の児童を対象に、就労・通学状況、対人関係の調整、生活指導等を実施する。

- 2 退所児童については、第8号様式の「退園生事後指導計画票」を作成し、電話相談、家庭訪問、退所児童自立定着支援短期事業など必要な支援を行うものとする。
- 3 退所児童自立定着支援短期事業については、退所児童自立定着支援短期事業実施要綱による。

第4章 児童の守るべき規律

(入所児童倫理綱領)

第32条 児童は、「子どもの守る約束—さわらび学園入所児童倫理綱領—」を守るものとする。

(日課の励行)

第33条 児童は、職員の指導のもとに第13条で定める日課表に従った秩序ある集団生活を営

むものとする。

(衛生環境保持)

第34条 児童は、施設を清潔に、破損することなく使用しなければならない。

2 児童は、施設の整理整頓、環境保持のため学園に協力するものとする。

(禁止行為)

第35条 児童は、次の行為をしてはならない。

- ① けんかや口論などで他の児童に迷惑を及ぼし、または、暴力行為を行うこと。
- ② 宗教や信条の違いなどで他人を攻撃し、または、自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ③ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤ 故意に施設もしくは物品に損害を与え、または、これを持ち出すこと。
- ⑥ 無断で外出もしくは外泊を行うこと。
- ⑦ 法令により禁止されている行為を行うこと。

(懲戒)

第36条 園長は、前条の行為について、必要最低限の懲戒を行なうものとする。

2 懲戒における体罰は禁止する。

3 暴力行為に関する懲戒は、第10条に定める安全部会の意見及び第9条に定める生活指導委員会の審議結果に基づき、園長が行う。

4 懲戒にあたっては、保護者と事前に相談を行い、当該児童にわかりやすく伝えるとともに、児童との相談の上でその後の個別の援助方針を定め、児童の内省を深めながらその効果を検証しなければならない。

第5章 非常災害対策

(非常災害対策)

第37条 非常災害に備えて必要な設備を設け、消防、避難に関する計画「さわらび学園消防計画」を作成する。

2 前項の計画に基づく訓練を定期的実施する。

(食料備蓄)

第38条 学園は、災害に備えて、必要量の食料を備蓄するものとする。

第6章 施設の安全管理

(管理責任者の代理者等)

第39条 庁舎管理規則(宮城県規則第64号)第3条第3項の代理者は、総括を担当する副園長とする。

2 庁舎管理規則第3条第4項の規定により指定する補助者は、本館については庶務を担当する

者、各児童寮については、通し勤務者とする。

3 管理責任者及び補助者は、入所児童の安全を最優先として施設を管理するものとする。

(施設管理)

第40条 学園の主な施設は、本館、児童寮、給食棟、体育館、プール、宿泊訓練棟、作業棟、職員宿舎とする。

2 学園の正門の開閉は下記のとおりとする。ただし、冬期間（12月1日から3月31日まで）は*のとおりとする。

区 分	時 間	門 扉 の 開 閉
平日（開庁日）	08:30～17:30	登庁者「全開」
	17:30～20:45	退庁者「半閉」
	20:45～08:30	退庁者「全閉」 *退庁者「半閉」
休日（閉庁日）	終日	全閉 *退庁者「半閉」

3 本館については、最終の業務終了者が施錠するとともに機械警備を作動させることとする。なお、本館滞在者がいない場合には随時施錠することとする。

4 各児童寮の補助者は、定時又は随時に寮舎内外を巡回し、災害等の防止に努めるものとする。

(不審者対応)

第41条 学園敷地内への不審者については、過剰防衛にならないよう自己の安全確保に主眼を置いて退去勧告を行う。また、児童の安全確保を優先する。

2 退去勧告に従わない場合には、不審者に対し警察通告する旨告知し、警察に通告する。

(衛生管理等)

第42条 設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに必要な医薬品その他の医療品を備える。

(各種マニュアルの整備等)

第43条 入所児童及び職員の施設内生活における安全安心の確保のためのマニュアル等を整備し、常に迅速かつ確実な対応を図ることとする。

第7章 その他

(給食)

第44条 給食の献立はできる限り変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を含有したものを提供する。

2 調理はあらかじめ作成された献立に従って行い、検食結果が反映されたものとする。

3 食材は、地産地消を基本とし、食育を念頭に置いた食事指導を行うものとする。

4 児童の食事を調理する者については、必要な検査を定期的に行う。

- 5 給食会議は、年1回及び必要に応じて開催する。
- 6 給食会議は、園長、副園長（総括担当）、庶務担当次長、指導班長、栄養士、給食担当その他必要な職員で構成し、給食内容や食育について検討する。

（健康診断）

第45条 入所時の健康診断のほか、月に1回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行う。

- 2 児童の食事を調理する者については必要な検査を定期的に行う。

（地域との連携）

第46条 地域住民又は住民活動との連携・協力を行うなど地域との交流に努める。

- 2 グラウンド及び体育館については、業務等に支障がない範囲で地域等に貸し出すことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 宮城県さわらび学園児童指導規程（平成14年6月3日施行）及び高等学校等通学者等に関する指導規程（平成14年6月3日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。